

大和市下水道工事 施工管理基準

-令和7年4月-

大和市 下水道・河川施設課

目次

1	目　　的	1
2	適　　用	1
3	施工管理の基本構成	1
1	施工管理の基本構成	1
2	工程管理	1
3	出来形管理	1
4	品質管理	1
5	安全管理	1
4	施工管理の実施	2
5	管理項目及び方法	2
1	工程管理	2
2	出来形管理	2
3	品質管理	2
6	管理基準及び規格値	2
1	管理基準値	2
2	規格値	2
7	工事写真	2
8	工事打合せ簿	3
1	工事打合せ簿	3
2	用語の定義	3
9	施工管理基準	4
1	出来形管理基準及び規格値	4
2	品質管理基準及び規格値	11
10	写真管理基準	15
1	適用範囲	15
2	撮影箇所	15
3	撮影方法	15
4	写真の省略	15
5	写真の編集	15
6	写真の整理	15
7	請負額130万円以下の工事写真について	16
	別表	17
	参考資料	28
	書式：請負工事等打合せ簿	

1 目的

この下水道工事施工管理基準は、大和市環境共生部下水道・河川施設課発注の工事施工にあたって、工事の工程管理、出来形管理及び品質管理の確保を図るため、施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

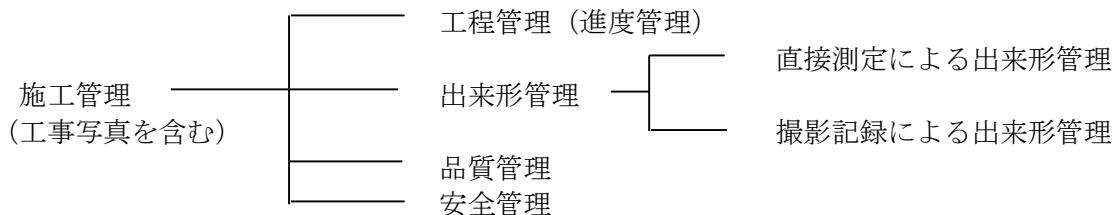
2 適用

この管理基準は、大和市環境共生部下水道・河川施設課が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、この管理基準に基づかないものは「神奈川県土木工事施工管理基準（神奈川県県土整備局都市部技術管理課）」、「下水道土木工事必携（案）（公益社団法人 日本下水道協会）」を採用する。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、監督員と協議して他の方法によることができる。

3 施工管理の基本構成

3-1 施工管理の基本構成

施工管理の基本構成は次のとおりとする。



3-2 工程管理

工程管理とは、指定期日を考慮し、工事施工達成に必要な作業の手順及び日程を定めて工程計画表を作成し、工事実施途中で計画と実施を比較検討し、必要な処置をとる事をいう。

3-3 出来形管理

出来形管理は、直接測定による方法と撮影記録による方法により行う。

- イ) 直接測定による出来形管理とは、工事の出来形を把握するため工作物の寸法、凹凸、勾配、基準高等を施工の順序に従い直接測量（以下出来形測定という）し、その都度逐次その結果を管理図表又は結果一覧表に記録し、常に的確な管理を行うことをいう。
- ロ) 撮影記録による出来形管理とは、出来形測定、品質管理を実施した場合において、又は施工段階（区切り目）及び施工の進行過程を確認するため、必要に応じ撮影記録を行うことをいう。

3-4 品質管理

品質管理とは、資材等の品質を把握するため、物理的、化学試験を実施（以下「試験等」という。）し、その都度その結果を管理図表又は結果一覧表に記録し、常により的確な管理を行う事をいう。

3-5 安全管理

安全管理とは、工事の施工にあたり、労働者や第三者に危害を加えないように、安全管理体制の整備、工事現場の整理整頓、施工計画の検討、安全施設の整備、安全教育の徹底などを行う事をいう。

4 施工管理の実施

- イ) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
 - ロ) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
 - ハ) 受注者は、測定（試験）等を工事施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない
- 二) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

5 管理項目及び方法

出来形管理及び品質管理は、第3～第5項に示す「直接測定による出来形管理」、「撮影記録による出来形管理」及び「品質管理」の方法により行うものとする。なお、この管理基準又は標準仕様書に明示させていない事項については、監督員の指示による。

5-1 工程管理

工程管理は、原則としてネットワークにより実施する。

5-2 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形表又は出来形図を作成して管理するものとする。

5-3 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図又は、品質管理図表は（ヒストグラム、X-R、X-R_s-R_m等）を作成するものとする。但し、測定数が10点未満の場合は品質管理表もとにし、管理図の作成は不要とする。

6 管理基準及び規格値

6-1 管理基準値

管理基準値とは「規格値」を確保するために、特に施工管理段階で定めている基準である。受注者は管理基準に基づき施工管理するものとする。

6-2 規格値

規格値とは設計と出来形の差の限界値であり、測定値は全て規格値を満足しなければならない。

7 工事写真

受注者は工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

8 工事打合せ簿

8-1 工事打合せ簿

工事打合せ簿とは（以下「打合せ簿」という。）は、発注者及び受注者が工事施工状況についてお互いに確認しあい、行き違いのないように書面に記録しておく重要な書類である。

打合せ簿は設計条件の変更を伴うものと、工事関係法令等に関わるものに区分される。

イ) 設計条件変更を伴う設計変更関係打合せ簿

契約書第17条（条件変更）に係る事項が発生した場合あるいは、条件明示項目では不都合が生じる場合には、打合せ簿で明確にし、発注者、受注者間で考え方の相違が起こらないようにしておく必要がある。この打合せ簿は、設計変更（金額、構造物等の形状・寸法等）の下となる大切な書類である。

ロ) 工事関係法令関係打合せ簿

工事実施の際し、関係各機関、第三者等の打合せ、協議事項等で、発注者、受注者お互いに施工条件等の確認を必要とする事項（共通仕様書1-1-1-36）がある場合、打合せ簿で明確にしておかなければならない。

8-2 用語の定義

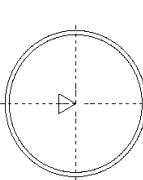
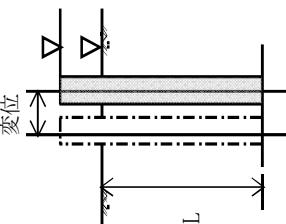
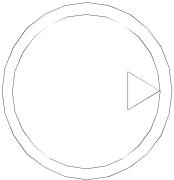
- 指示** — 監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 承諾** — 契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。
- 協議** — 書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 提出** — 監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 提示** — 監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
- 報告** — 受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について書面をもって知らせることをいう。
- 通知** — 監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

9 施工管理基準

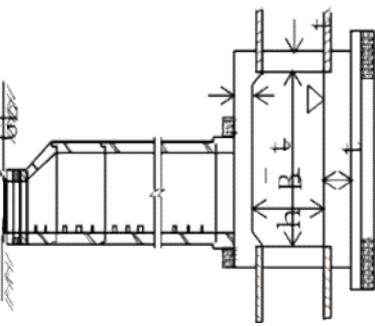
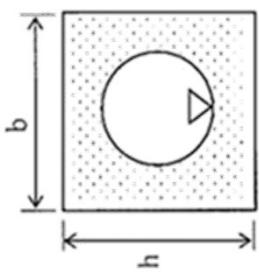
1 出来形管理基準及び規格値

種別	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
管路	管路土工	基準高(床付面)▽	±30 mm	マンホール間ごとに1箇所測定する。ただし、50mを超える場合は1箇所以上追加して測定する。		土留めがある場合の幅(B)は仮設材中心からの厚みを抜いた幅を基準とする。
	管路埋戻	基準高▽	±30 mm	マンホール間ごとに1箇所測定する。ただし、50mを超える場合は1箇所以上追加して測定する。		土留めがある場合の幅(B)は仮設材中心からの厚みを抜いた幅を基準とする。
改良土基礎	砂基盤	基準高▽	±30 mm	各マンホール間の中央部及び両端部を測定する。ただし、マンホール間が50mを超える場合は1箇所以上追加して測定する。		土留めがある場合の幅(B)は仮設材中心からの厚みを抜いた幅を基準とする。
	幅(B)	厚さ(h)	−50 mm	各マンホール間の中央部及び両端部を測定する。ただし、マンホール間が50mを超える場合は1箇所以上追加して測定する。		土留めがある場合の幅(B)は仮設材中心からの厚みを抜いた幅を基準とする。
	管基礎工	基準高▽	±30 mm	各マンホール間の中央部及び両端部を測定する。ただし、マンホール間が50mを超える場合は1箇所以上追加して測定する。		土留めがある場合の幅(B)は仮設材中心からの厚みを抜いた幅を基準とする。
碎石基礎	幅(b)	厚さ(h)	−50 mm	各マンホール間の中央部及び両端部を測定する。ただし、マンホール間が50mを超える場合は1箇所以上追加して測定する。		土留めがある場合の幅(B)は仮設材中心からの厚みを抜いた幅を基準とする。
			−30 mm			

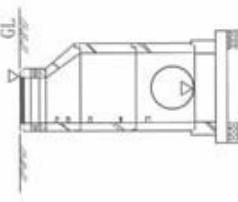
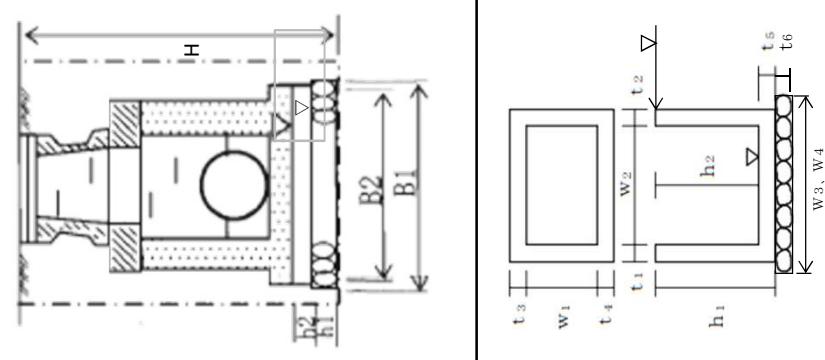
種別	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
管基礎工	コンクリート幅(b)	基準高▽	±30 mm	各マンホール間の中央部及び両端部を測定する。ただし、マンホール間が50mを超える場合は1箇所以上追加して測定する。		マンホール間で基礎形状が変わるものと、それぞれの基礎スペパンの間で測定を行う事。
		厚さ(h)	—30 mm			
		基準高▽	±30 mm	基準高、中心線の変位(水平)は、マンホールの両端部とする。ただし、マンホール間延長が50mを超える場合は1箇所以上追加して測定する。		雨水管の勾配は基準値を満たすと共に、計画流量を下回らないこと。
		勾配	±1/10			
		中心線の変位(水平)	±50 mm	延長0はマンホール間を測定する。		
	管路	延長l	-0.2% ただし-200 mm			
		総延長L	-200mm			
		基準高▽	±30 mm	基準高、中心線の変位(水平)は、20mに1箇所測定する。ただし、延長が短い場合は2箇所以上測定すること。		雨水管の勾配は基準値を満たすと共に、計画流量を下回らないこと。
		勾配	±1/10			
		中心線の変位(水平)	±50 mm	延長0はマンホール間を測定する。		
	管布設工	延長l	-0.2% ただし-200 mm			
		総延長L	-200mm			

種別	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
管布設工	圧送管	基準高▽	±30 mm	基準高、中心線の変位（水平）は、施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。ただし、延長が短い場合は2箇所以上測定すること。		
		中心線の変位（水平）	±50 mm			
		総延長L	-0.2%	ただし-200 mm		
管路土留工	建込鋼矢板 建込アルミ矢板 打込鋼矢板	基準高▽ (打込工法)	±50 mm	建込工法はマンホール間ごとに1箇所測定する。ただし、50mを超える場合は1箇所以上追加して測定する。打込工法は、施工延長20mに1箇所測定するが、20m未満は2箇所測定する。		
		根入長L	設計値以上			
		位	100 mm			
管路				中心線の変位（水平）は推進管1本毎に1箇所測定する。		
		基準高▽	±50 mm			
		勾配	±1/10			
推進工	推進工	中心線の変位（水平）	±50 mm			
		延長ℓ	-0.2%	ただし-200 mm		総延長の合計延長は、管径、管種、工法が同一区間の場合は、管径、管種、工法が同一区間の合計延長にも適用する。
		総延長L	-200 mm			

種別	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
推進工 空穴せき工	管路	基準高▽	±50 mm	全数				
		幅 (b)	-30 mm					
		高さ (h)	-30 mm					
		中心のずれ	±50 mm					
		延長	-50 mm					
		勾配	±1/10					
		基準高▽	±30 mm	全数				
		壁厚(t)	-20 mm					
		幅 (B)	-30 mm					
		高さ (h)	±30mm					
マンホール天端高	±30 mm							



マンホール天端高はマンホール中心点の
高さを測定する。
軸体壁の厚さについて、円形は90°ずつ
4箇所、矩形はすべての側壁を測定する。
幅 (B) について、円形は直径を直角方向
に2箇所、矩形は中心部直角方向に縦と
横をそれぞれ測定する。

種別	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
組立マンホール 小型マンホール	マンホール天端高	基準高▽	±30 mm	全数		マンホール天端高はマンホール中心点の高さを測定する。
		基準高▽	±30 mm	全数		床掘深 (H) はマンホール中心点で測定する。
		床掘深 (H)	±30 mm	全数		幅 (B1) (B2) について、円形は直径を直角に2方向、矩形は中心部直角に2方向をそれぞれ測定する。
		碎石基礎工幅 (B1)	設計値以上	全数		
		碎石基礎工厚 (h1)	−30 mm	全数		
	雨水ます	コンクリート幅 (B2)	−30 mm	全数		製品までは、厚さ (t1~t5)、幅 (W1~W2)、高さ (h1) を除く。
		コンクリート厚 (h2)	−10 mm	全数		幅 (W1~W4) は中心部直角に2方向をそれぞれ測定する。
		厚さ (t1~t6)	−20 mm	全数		円形までは直径を直角に2方向をそれぞれ測定する。
		幅 (W1~W2)	−30 mm	全数		天端高は、ますの天端周辺で最大値を測定する。
		高さ (h1, h2)	−30 mm	全数		
		ます天端高	既設GL高 ±20 mm	全数		

種別	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
汚水ます		ます深 (h)	全数 ±30 mm			
	砂基礎厚 (t)	-20 mm				
	砂基礎幅 (W)	インバート部材幅以上				
管路	延長 (L)	-200 mm	全数			
	取付管					
	立坑工					

雨水まで及びマンホールの場合は躯体内側までの延長とする。

測定位置が掘削面の場合、寸法 (B1, B2) は仮設材中心からの厚みを抜いた寸法を基準とする。

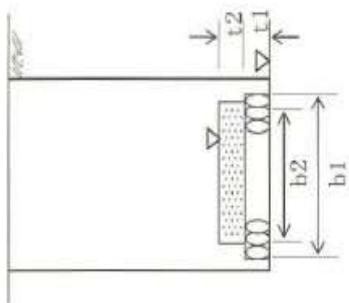
種別	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
立坑土工 (立坑基礎工)	基準高△		全数			
	碎石基礎幅(b1)	±30 mm				
	碎石基礎厚(t1)	-50 mm				
	底版コックリート基準高	-30 mm				
	底版コックリート幅(b2)	±30 mm				
	底版コックリート厚(t2)	-30 mm				
	底版コックリート厚(t2)	-10 mm				
	管きよ 更生工 法	自立管 反転・形成工 法	設計図書の定めによる			

* その他の項目については下水道土木工事必携（案）（公益社団法人 日本下水道協会）によるものとする。

* 監督員から特段の指示があつた場合は、測定数量を追加、省略できる。

* 基準高の規格値は、設計および指示・承諾に對しての差とする。

設計とは：当初および変更設計図書により明記された値。
指揮とは：監督員の指示により変更した値とし変更設計を伴わないもの。
承諾とは：業者により施工計画書、製作・施工図書により変更した値とし、変更設計を伴わないもの。



2 品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目または品名	試験方法及び検査項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
必須 管渠材料 管布設工（開削・推進）	下水道用鉄筋コンクリート管	下水道用鉄筋コンクリート管	・外観	JSWAS A-1	・外観は、全数について行う。	外観検査にあたっては、個々の製品について日本下水道協会の標準（認定マーク）及び管種を確認する。		○
		・形状・寸法（カーラー及びゴム輪含む）	・形状・寸法、外圧強さ、コンクリートの圧縮強度試験及び水密性は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。	JSWAS A-2	・寸法			
		・外圧強さ		JSWAS A-6	・寸法			
		・コンクリート圧縮強度						
	下水道用硬質塩化ビニール管	・水密性						
		下水道用硬質塩化ビニール管	・外観・形状	JSWAS K-1	・外観・形状検査は、全数について行う。	外観・形状検査は、全数について行う。		○
		・寸法	・寸法、引張試験、偏平試験、耐薬品性試験及びビカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		・寸法			
		・引張試験						
	下水道推進工法用硬質塩化ビニール管	・偏平試験						
		・負圧試験						
		・耐薬品性試験						
		・ビカット軟化温度試験						
				JSWAS K-6				○
	下水道用強化プラスチック複合管							
		・外観・形状	JSWAS K-2	・外観・形状検査は、全数について行う。	外観・形状検査は、全数について行う。			○
		・寸法						
		・外圧試験						
	下水道用リブ付硬質塩化ビニール管	・耐薬品性試験						
		・耐酸性試験						
		・水密性試験						
		・水密性試験						
				JSWAS K-13	・外観・形状検査は、全数について行う。	外観・形状検査は、全数について行う。		○
	下水道用レジンコングリート管	・外観・形状						
		・寸法						
		・引張試験						
		・偏平試験						
		・負圧試験						
		・耐薬品性試験						
		・ビカット軟化温度試験						
				JSWAS K-11	・外観・形状検査は、全数について行う。	外観・形状検査は、全数について行う。		○
		・外観、形状及び寸法						
		・外圧試験						
		・水密性試験						
		・耐酸性試験						
		・吸水性試験						

工種	種別	試験区分	試験項目または品名	試験方法及び検査項目	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
			下水道用ダクトタイル鉄管	・原管 ・内装 ・外観 ・形状、寸法 ・引張試験 ・硬さ試験 ・水圧試験	JSWAS G-1 JSWAS G-2 JIS G5526 JIS G5527	・外観は、全数について行う。 ・形状、寸法、引張試験、硬さ試験、水圧試験については日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。	日本下水道協会の証定マークを確認するほか、標章（認定マーク）を確認する。	○
		管渠材料 必須	下水道用ボリエチレン管	・外観・形状 ・寸法 ・引張試験 ・偏平試験 ・水圧試験 ・偏平負圧試験 ・耐薬品性試験 ・環境応力き裂試験 ・熱間内圧クリープ試験 ・ピーリング試験 ・熱安定性試験 ・融着部相溶性試験 ・耐候性試験	JSWAS K-14	・外観・形状検査は、全数について行う。	・寸法、引張試験、偏平試験、水圧試験、偏平負圧試験、耐薬品性試験、環境応力き裂試験、熱間内圧クリープ試験、ピーリング試験、熱安定性試験、融着部相溶性試験及び耐候性試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。	○
		管渠材料 必須	組立マンホール	・外観 ・形状・寸法 ・圧縮強度試験 ・軸方向耐圧試験	JSWAS A-11	大和市型下水道用人孔鉄蓋性能規定書による	外観検査にあたっては、個々の製品について日本下水道協会の標章（認定マーク）を確認する。	○
		マンホール材料 必須	下水道用鉄製防護蓋	・外観 ・形状・寸法 ・荷重たわみ試験 ・耐荷重試験 ・材質試験	JSWAS G-3	・外観検査は、全数について行う。 ・寸法、荷重たわみ試験、耐荷重試験及び材質試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。	外観検査にあたっては、個々の製品について日本下水道協会の標章（認定マーク）を確認する。	○
		マンホール設置工	下水道用塩化ビニール製小型マンホール		JSWAS K-9	・外観検査は、全数について行う。 ・寸法、引張試験、偏平試験、耐薬品性試験及びピカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。	外観検査は、全数について行う。他の日本下水道協会の認定工場制度による認定工場の製品検査資機材の場合、同協会発行の検査証明書等をもって検査とすることができる。	○

工種	種別	試験区分	試験項目または品名	試験方法及び検査項目	規格値	試験基準	摘要
ます設置工	接続ます材	必須	下水道用塩化ビニル製ます	・外観 ・形状・寸法 ・引張試験 ・荷重試験 ・耐薬品性試験 ・ビカット軟化温度試験	JSWAS K-7	・外観検査は、全数について行う。 ・寸法、引張試験、偏平試験、耐薬品性試験及びビカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。	○ 社日本下水道協会の認定工場制度による認定工場の製品検査資機材の場合、同協会発行の検査証明書等をもって検査とすることができます。
			更生管(自立管)	短期曲げ強度試験 短期曲げ弹性係数試験 長期曲げ強度試験	JIS K7171 JIS K7171 JIS K7171 JIS K7039 (K7020)	工事開始前(過去に実施した試験でも可)または、材料仕様に変更があるごとに回。ただし、公的試験機関による証明書あるいは「建設技術審査証明書(財)下水道新技術推進機構」等がある場合は試験に替えることができる。	ガラス繊維補強の場合 ガラス繊維補強無しの場合 ガラス繊維補強の場合 ガラス繊維補強無しの場合 ガラス繊維補強の場合 ガラス繊維補強無しの場合 ○ ※1
	材料	必須	管更生工(品質証明書)	引張強度・引張弹性係数試験 圧縮強度・圧縮弹性係数試験 扁平強さまたは外圧強さ	JIS K7116 JIS K7039 (K7020) JIS K7161 JIS K7181 Φ600mm以下 JSWAS K-1 扁平試験 Φ700mm以上 JSWAS K-2 外圧試験	熱可塑性、塩ビ系の表面部材 熱硬化性	
				耐薬品性試験 耐摩耗性試験	JIS K7204 または JIS A1452		

工種	種別	試験区分	試験項目または品名	試験方法及び検査項目	規格値	試験基準	摘要
管更生工 (品質証明書)	材料	必須	更生管(自立管)	耐ストレインコロージョン試験	JIS K7034 JIS K7020	工事開始前(過去に実施した試験でも可)または、材料仕様に変更があるごとに回。ただし、公的試験機関による証明書あるいは「建設技術審査証明書(財)下水道新技术推進機構」等がある場合は試験に替えることができる。	ガラス織維補強の場合 ガラス織維補強無しの場合
			耐劣化性		JIS K7116		○ ※1
			水密性		JIS K-2に準じた方法		
			水理性能		流下能力試験		

※1 各試験データは公的試験機関等により証明されるものであることを原則とする。

工種	種別	試験区分	自立管 熱形成タイプ 熱硬化、光硬化 タイプ 工場認定制度(II類登録)	試験方法及び検査項目	規格値	試験基準	摘要
管更生 (施工)	材料	無	有	無	有	JIS K7171 1スパン毎※3	試験片の採取にあたっては、監理技術者または主任技術者等が立会い、試験片に検印(サイン)する。
		○	○	○	○	曲げ強度試験	
		○	○	○	○	曲げ弹性係数試験	
		○	○	○	○	引張強度・引張弾性係数試験	
	施工	○	○	○	○	圧縮強度・圧縮弾性係数試験	
		○	○	○	○	耐薬品性試験	JSWAS K-1 (塩ビ系) JSWAS K-14 (ポリ系)
		○	○	○	○	耐薬品性試験	1スパン毎 工法毎
						侵漬後曲げ試験	工法毎

*その他の項目については下水道土木工事必携(案)(公益社団法人日本下水道協会)によるものとする

10 写真管理基準

10-1 適用範囲

この写真管理基準は、大和市下水道工事施工管理基準に定める工事の工事写真による管理に適用する。

10-2 撮影箇所

撮影は別表に示す箇所のほか、当市が指定する箇所、又は当然記録に残す必要があると思われる箇所は撮影しておかなければならぬ。

10-3 撮影方法

(1) 撮影内容と頻度

撮影内容と頻度については別表を原則とする。

(2) 撮影位置等の表示

写真には工事件名、撮影場所、工種、撮影対象、設計寸法、実測寸法、略図、施工業者名等を明記した黒板を入れて撮影すること。

位置の確認を容易にするため、できるだけ付近の家屋等の背景を入れること。なお、一枚の写真では位置が不明になる場合は、パノラマ撮影とする。

(3) 所定寸法等の表示

イ) 写真には所定の施工寸法が判定できるように必ず寸法を示す器具を入れて撮影すること。

ロ) 寸法を示す器具は、撮影後判読できるものとし、次のいずれかを使用する。

- ① 箱尺
- ② リボンテープ

ハ) 構造物に箱尺等をあてる場合は、目盛の零位点に留意すること。

二) 寸法読みとりの定規は、水平又は垂直に正しくあて、かつ定規と直角の方向から撮影する。また、寸法位置が分かりづらい場合はピンポール等をあてて撮影すること。

(4) 撮影の仕様

イ) 工事記録写真撮影はすべてカラーとしデジタルカメラを使用すること。

ロ) 画素数は、「大和市電子納品（デジタル写真管理）試行基準」を参照すること。

(5) その他

イ) 撮影箇所の周囲はよく整理しておくこと。

ハ) 夜間工事は夜間の状況が判断できる写真であること。

二) 撮影は次の工程に移る直前に行うこと。

ホ) 撮影箇所や寸法等が分かりづらい場合は、全体を撮影すると共に近接して撮影を行うこと。

10-4 写真の省略

以下の場合は撮影を省略することができる。

イ) 品質管理写真について、公的機関で発行された品質証明書を保管整備できる場合。

ロ) 出来形管理写真について、完成後に測定可能な部分。（工種ごとに1回撮影すること）

10-5 写真の編集

写真の信憑性を保つため、写真編集をしてはならない。

10-6 写真の整理

イ) 中間検査、竣工検査時に提出できるよう、常に整理しておくこと。

ロ) 提出書類には必要に応じ見取図や説明図等を作成しデジタルデータとして提出すること。

ハ) 写真の掲載順序は、原則として下記による。また、補助対象工事と単独工事に分類して整理すること。

i) 工事着手前および工事完成の写真

ii) 工事施工中の写真

iii) 出来形管理写真

iv) 品質管理写真

}

各箇所別に行い、工種、種別、細別ごとに写真分類し、工事の施工順序に合わせて編集すること。

v 工事用仮設備保安施設等

vi その他の写真

10-7 請負額130万円以下の工事写真について

130万円以下の工事については以下の方法で紙媒体により提出することができる。

(1) 写真の大きさ

写真の大きさは、サービスサイズを標準とする。

(2) 写真帳の大きさ

写真帳の大きさは原則としてA-4判程度を標準とし、監督員の指定した形式とすること。表紙には、工事件名、施工業者名を記入すること。なお、表紙の色は監督員の指示によるものとする。

(3) 必要に応じ見取図や説明図等を写真帳に添付すること。

(4) 写真帳の提出

工事が竣工したときは、写真帳を整理してすみやかに提出すること。

別表

区分	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目及び内容	撮影頻度〔時期〕	撮影頻度〔時期〕	
着手前・完成	着手前	【撮影項目】 全景、マンホール設置箇所（長距離推進工事は中間部）、その他代表部分	着手前1回 〔着手前〕 施工完了後1回 〔完成後〕	着手前1回 〔着手前〕	写真説明には、撮影箇所が判るようににマンホール番号や場所、施工区分を明示する。（着手前と完成は同一箇所とする）
	仮設（指定仮設）	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所に1回 〔施工前後〕	必要に応じて 〔発生時〕	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	品目ごとに1回 〔使用前〕	工事打合せ簿に添付する。	
	使用材料	形状寸法 検査実施状況	品目ごとに1回 〔検査時〕	品目ごとに1回 〔検査時〕	
一般事項	各種試験及び調査	試験実施状況	その都度	その都度	交通誘導警備員の配置状況を設置場所周辺の状況が分かるよう撮影する。 実施状況資料に添付する。
	安全管理	各種標識類の設置状況 各種保安施設の設置状況 交通誘導状況 安全訓練等の実施状況	種類ごとに1回 〔設置後〕 種類ごとに1回 〔設置後〕 各1回 〔作業中〕	種類ごとに1回 〔設置後〕 種類ごとに1回 〔設置後〕 各1回 〔実施中〕	
	特殊工法	施工状況及び設備状況	施工所当たり	施工所当たり	
	舗装工等	道路部局等関係機関の工事施工要領に従う。 試掘、家屋調査などの調査状況がわかるよう撮影する。	施工所当たり	施工所当たり	
その他	各種調査	環境対策現場環境改善等	その都度 実施内容	その都度	

区分	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目及び内容	撮影頻度	時期	
管路掘削	掘削状況	マンホール間ごとに1回とし、50mを超える場合は1回以上加える 〔施工中〕			施工管理箇所と同一箇所で撮影すること。
	基準高	マンホール間ごとに1回とし、50mを超える場合は1回以上加える 〔施工後〕			
	幅	マンホール間ごとに1回とし、50mを超える場合は1回以上加える 〔施工後〕			
	埋戻状況	各層ごとに材質及び使用機械等がわかるように撮影する。 管埋戻については、施工時における所定の一層の厚さごとの埋戻状況を撮影すること。			
	建設発生土処分 残塊（産業）処分	各層ごとに材質及び使用機械等がわかるように撮影する。 管埋戻については、施工時における所定の一層の厚さごとの埋戻状況を撮影すること。			
	積込、運搬、処分状況	各層ごとに材質及び使用機械等がわかるように撮影する。 管埋戻については、施工時における所定の一層の厚さごとの埋戻状況を撮影すること。			
	布設状況 (特にジョイント部)	各層ごとに材質及び使用機械等がわかるように撮影する。 管埋戻については、施工時における所定の一層の厚さごとの埋戻状況を撮影すること。			
	中心線の変位（水平）	各層ごとに材質及び使用機械等がわかるように撮影する。 管埋戻については、施工時における所定の一層の厚さごとの埋戻状況を撮影すること。			
	布設状況	各層ごとに材質及び使用機械等がわかるように撮影する。 管埋戻については、施工時における所定の一層の厚さごとの埋戻状況を撮影すること。			
	圧送管	各層ごとに材質及び使用機械等がわかるように撮影する。 管埋戻については、施工時における所定の一層の厚さごとの埋戻状況を撮影すること。			
管工（開削）	中心線の変位（水平）	施工延長40mにつき各状況を1回とし、延長が短い場合は2回以上 曲部や特殊押輪等の区間はその都度 〔施工中〕	施工延長40mにつき各状況を1回とし、延長が短い場合は2回以上 〔施工後〕	施工延長40mにつき各状況を1回とし、延長が短い場合は2回以上 〔施工中〕	ただし、埋戻し後に測定状況写真が撮影出来なくなる箇所は、施工中に測定状況を撮影すること。
	施工状況	施工延長40mにつき各状況を1回とし、延長が短い場合は2回以上 〔施工中〕	施工延長40mにつき各状況を1回とし、延長が短い場合は2回以上 〔施工後〕	施工延長40mにつき各状況を1回とし、延長が短い場合は2回以上 〔施工中〕	
	基準高	施工延長40mにつき各状況を1回とし、延長が短い場合は2回以上 〔施工中〕	施工延長40mにつき各状況を1回とし、延長が短い場合は2回以上 〔施工後〕	施工延長40mにつき各状況を1回とし、延長が短い場合は2回以上 〔施工中〕	
	改良土基礎 砂基礎 碎石基礎 コンクリート基礎	施工延長40mにつき各状況を1回とし、延長が短い場合は2回以上 〔施工中〕	施工延長40mにつき各状況を1回とし、延長が短い場合は2回以上 〔施工後〕	施工延長40mにつき各状況を1回とし、延長が短い場合は2回以上 〔施工中〕	
管基礎工	幅	各層ごとに材質及び使用機械等がわかるように撮影する。 管埋戻については、施工時における所定の一層の厚さごとの埋戻状況を撮影すること。	各層ごとに材質及び使用機械等がわかるように撮影する。 管埋戻については、施工時における所定の一層の厚さごとの埋戻状況を撮影すること。	各層ごとに材質及び使用機械等がわかるように撮影する。 管埋戻については、施工時における所定の一層の厚さごとの埋戻状況を撮影すること。	厚さ、設置状態をリボンテープ、箱尺等で寸法を明示して撮影する。
	厚さ				

区分	工種	撮影項目及び内容	写真管理項目		摘要
			撮影頻度	時期	
管工 (開削) 管路土留工	建込鋼矢板土留 建込アルミ矢板土留 打込鋼矢板	建込状況 根入長	建込工法はマンホール間ごとに1回とし、50mを超える場合は1回以上加える 打込工法は施工延長20mに1回、20m未満は2回とする [施工中]	建込工法はマンホール間ごとに1回とし、50mを超える場合は1回以上加える 打込工法は施工延長20mに1回、20m未満は2回とする [施工前後]	任意仮設は受注者の計画した構造寸法で撮影する。
推進工		各種設備設置撤去状況 (推進設備、掘進機、坑口、泥水処理設備等) 推進状況 (掘削、送排泥、滑剤注入等)	1施工箇所に1回 [施工中]	1施工箇所に1回 [施工中]	
推進工		裏込注入充填状況確認 中心線の変位 (水平)	日々充填毎 [施工中]	1施工箇所に1回 [施工後]	
		管本数、管種	推進開始及び最終管と10本毎 管種が異なる都度 [施工中]		管きよに本数を記入し、管種の表示を撮影する。
立坑工	管工 (小口径推進、推進) 出来形管理	施工状況 寸法 深さ	1施工箇所に1回 [施工中]	1施工箇所に1回 [施工後]	
立坑		施工状況	1施工箇所に1回 [施工中]		
		碎石基礎幅 碎石基礎厚 底版コンクリート幅 底版コンクリート厚	1施工箇所に1回 (施工後)		

区分	工種	撮影項目及び内容	写真管理項目		摘要
			撮影頻度	時期	
（小口径推進、立坑内管布設工）	空伏工	施工状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕		
		幅			
		高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
	延長	中心線の変位（水平）			
管	管種	管種	1施工箇所に1回 〔施工中〕	管種の表示を撮影する。	
管きょ内被覆工	自立管（反転・形成工法）	設計図書の定めによる			
		据付状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕		
		基準高、壁厚版、内法寸法 マンホール天端高	1施工箇所に1回 〔施工後〕		配筋、型枠、コンクリート仕上り状況を、テープ、箱尺等で寸法を明示して撮影する。側塊の仕上り状況を撮影する。
		現場打ちマンホール 特殊マンホール			足掛け金物、マンホール蓋の設置状況、インバートの施工状況、仕上り状況を撮影する。
マソホール工	組立マンホール 小型マンホール	据付状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕		
		基準高 マンホール天端高	1施工箇所に1回 〔施工後〕		ジョイント部のシール材、接縫金具の設置状況、マンホール蓋設置状況、インバートの施工状況、仕上り状況を撮影する。
	マンホール基礎工 マソホール建築工	施工状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕		
		基準高 床幅 碎石基礎工幅 碎石基礎工厚 コンクリート工幅 コンクリート工厚	1施工箇所に1回 〔施工後〕		碎石基礎、コンクリート基礎等別に厚さ、形状、設置状態を撮影する。
	後付け中間スラブ	据付状況	1施工箇所に1回 〔施工後〕	設置状況、設置位置の寸法を撮影する。	

区分	工種	撮影項目及び内容	写真管理項目		摘要
			撮影頻度	時期	
取付管及びます工 ます設置工	雨水ます	設置状況	種別ごと3箇所に1回程度 〔施工中〕		
		ます深、側壁厚、内寸、底板厚、基礎工 配筋状況（有筋の場合）	種別ごと3箇所に1回程度 〔施工後〕		
		設置状況	種別ごと3箇所に1回程度 〔施工後〕		
	污水ます	ます深	種別ごと3箇所に1回程度 〔設置後〕		
		基礎工	種別ごと3箇所に1回程度 〔施工後〕		
		取付管	種別ごと3箇所に1回程度 〔施工中・施工後〕		
	支管	設置状況	種別ごと3箇所に1回程度 〔施工中・施工後〕		
		土工	種別ごと3箇所に1回程度 〔施工中・施工後〕		
		山留工	路線ごとに1箇所		
	覆工	設置状況	箇所ごと		任意仮設は受注者の計画した構造寸法で撮影する。 舗装とのすり付け状況含む。
仮 設 工	仮締切工	設置の前、施工中及び施工後を同一方向から撮影する。			
	防護工	施工中と埋戻し前に種類を明示して撮影する。 吊り防護 受け防護 その他	箇所ごと又は30mごと		
出来形管理	漿液注入工 地盤改良工	施工機械設備状況 注入位置 注入番号 隣接注入工孔 周辺状況 材料検査状況 観測井設置及び地下水観測状況 検尺状況	注入孔に連番を付し、注入孔の5箇所当たり1箇所、材料検査はそのつど 施工区分を表示する。 掘削後注入効果のわかる箇所。立会いのつど。		
		ウェルポイント工 (ディープウェル工等)	ウェルポイント及び ボンプの施工状況設置状況 揚水量測定状況	路線ごと	

区分	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目及び内容	撮影頻度	時期	
施設工	土工	敷地造成工法 面整形工 盛土・切土	施工状況 幅	施工延長40mにつき1回 〔施工中〕	
		建設発生土仮置場及び受け入れ作業状況		施工延長40mにつき1回 〔施工後〕	使用機械ごとに適宜撮影すること。 建設発生土等処理状況も含む。 なお運搬ルート、 運搬先の写真をとること。
		掘削状況 幅		施工延長40mにつき1回 〔施工後〕	
		建設発生土仮置場及び受け入れ作業状況		施工延長40mにつき1回 〔施工後〕	
	コンクリート工	鉄筋工 レディミクストコンクリート工	配筋と組立、継手状況構造の変化する部分 の継手圧接作業状況テストピース採取状況 コンクリートのテストピース採取及び試験、 施工現場打込状況（締固状況）	1断面で2～3箇所	各々、板、壁、梁、柱ごとに撮影すること。 鉄筋の間隔についてはリボンテープ、箱尺等使用
		モルタル工	施工状況	適時	
		型枠工	組立状況（断面寸法カブリ等）	コンクリート打込前同一断面で2～3箇所	
		防護工	支障物に接近して施工する場合埋設物の確認 及び防護材等の措置	そのつど	
		防食工	施工前作業工程ごとの施工状況 〔施工後〕	適時	
			各種試験	品質管理基準に応じて	

区分	工種	撮影項目及び内容	写真管理項目		摘要
			撮影頻度	時期	
防水工	防水工	各層ごとの施工状況出来形の全景	適時		
仮設工	仮設工	打込状況、出来形全景 根入長 偏心量 数量	施工延長20mにつき1回 [打込中] 施工延長20mにつき1回 [打込前後] 施工延長20mにつき1回 [打込後] 全数量 [打込後]		任意仮設は受注者の計画した構造寸法で撮影する。施工中並びに完工特適時、プロックごとに撮影すること。矢板切断については状況を撮影すること。
施設	連続地中壁工	施工状況 組立及び溶接状況 吊込状況 コンクリート打込状況 スライムの処理状況 杭頭部仕上げ状況 出来形の全景間隔及び径、壁厚/垂直精度の 測定状況 各種試験 地中壁の長さ 垂直変位	施工延長40mにつき1回 [施工中] 工事の規模に応じて撮影回数を決める。		ガイドホールの出来形も撮影する。 任意仮設は受注者の計画した構造寸法で撮影する。
	柱列式	施工状況 地中壁の長さ 垂直変位	施工延長40mにつき1回 [施工後] 施工延長40mにつき1回 [施工後]		

区分	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目及び内容	撮影頻度〔時期〕	
基礎工	碎石基礎工	施工状況	20mにつき1回 〔施工中〕	
		幅厚さ	20mにつき1回 〔施工後〕	
	均しコンクリート工	施工状況	10mにつき1回 〔施工中〕	P C杭頭部仕上げ状況は全数撮影する。 出来形管理基準・規格値を判定できること。 を適宜撮影すること。
		基準高、幅高さ	10mにつき1回 〔施工後〕	
	直接基礎工	施工状況	施工延長20mにつき1回 〔施工中〕	
		幅	施工延長20mにつき1回 〔施工後〕	
	構造物基礎	施工状況	施工延長20mにつき1回 〔施工後〕	
		厚さ		
	試験杭	打込み状況、繰手作業状況、載荷試験状況 (試験装置及び記録計)	そのつど	
		打込み状況杭の切揃え出来形の全景と間隔	プロックごと	
施設	木杭	打込状況	1施工箇所に1回 〔打込中〕	
		根入長	1施工箇所に1回 〔打込前〕	
	既製杭	偏心量	1施工箇所に1回 〔打込後〕	P C杭頭部仕上げ状況は全数撮影する。 出来形管理基準・規格値を判定できること。 を適宜撮影すること。
		数量	全数量 〔打込後〕	
	基礎杭工	杭頭処理状況	1施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕	
		掘削状況 (使用機械 安定液混合ならびに投入状況鉄筋の全景 (長さ全))		
	場所打杭	鉄筋コンクリート杭		工事の規模に応じて撮影回数を決める。

区分	工種	撮影項目及び内容		撮影頻度〔時期〕	摘要
		打込状況	施工箇所に1回 〔打込中〕		
基礎杭工	場所打杭	根入長	施工箇所に1回 〔打込前〕		
		偏心量	施工箇所に1回 〔打込後〕		
		数量、杭径	全数量 〔打込後〕		
		杭頭処理状況	施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕		
		鉄筋組立状況	施工箇所に1回 〔組立後〕		
		施工状況	施工箇所に1回 〔施工中〕		
		長さ			
		幅			
		高さ	施工箇所に1回 〔施工中〕「施工後」		
		壁厚			
基礎工	本体基礎工	偏心量			
		施工状況	施工箇所に1回 〔施工中〕		
		幅			
基礎工	本体基礎工	高さ	測定箇所ごとに1回 〔施工後〕		
		壁厚			
		長さ			

区分	工種	施工状況	写真管理項目		摘要
			撮影項目及び内容	撮影頻度〔時期〕	
躯体工	開口部 ゲート用開口部 可動せき用開口部	幅、長さ 高さ	1施工箇所に1回 〔施工中〕	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
越流掘工	流出トラフ	幅 高さ 厚さ 延長	1施工箇所に1回 〔施工中〕	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
本体築造工	越流せき板工	幅 高さ 延長	1施工箇所に1回 〔施工中〕	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
施設	越流せき	幅 高さ 延長	1施工箇所に1回 〔施工中〕	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
場内管路工	管布設工	幅 高さ 厚さ 延長 流入きよ 流出きよ	1施工箇所に1回 〔施工中〕	測定箇所ごとに1回 〔施工後〕	

区分	工種	撮影項目及び内容	写真管理項目		摘要
			撮影頻度	〔時期〕	
深層混合地盤改良工	薬液注入工噴射攪拌工	管渠に準ずる。			
施設	地下水低下工法	ウェルボイント工ディーパウエル工等	管渠に準ずる。		
	圧密促進工法	サンドドレーン工 サンドコンパクションハブル工	使用材料施工状況(使用機械) 間隔施工状況計測管理状況	プロックごと	

*その他の項目については下水道土木工事必携(案) (公益社団法人 日本下水道協会)によるものとする。
*監督員から特段の指示があった場合は、撮影頻度を追加、省略できる。

付 則 平成5年4月1日 下水道部公共下水道課制定
付 則 平成9年4月1日 下水道部改定
付 則 平成10年4月1日 土木部改定
付 則 平成11年4月1日 土木部改定
付 則 令和5年4月1日 下水道・河川施設課改定
附 則 令和7年4月1日 下水道・河川施設課改定

參考資料

請負工事等打合せ簿

監督員	主幹・係長	課長	現代理人	場代理人	主任(監理)技術者

大和市下水道工事施工管理基準

令和 5 年 4 月 初版発行

令和 7 年 4 月 改訂

